

地帯間・他社 購入・販売電力料

平成27年2月2日
関西電力株式会社

1. 購入・販売電力料の算定概要

- 電源構成変分認可制度に基づく申請であり、電力量の変更に連動する部分のみを変動させた算定を行っております。また、卸電力取引所におけるマッチングシミュレーションなど、これまでの査定方針を踏まえた算定を行なっております。
- 購入電力料は、高浜、大飯発電所の再稼動遅延に伴い、前回と比べ2,154億円増加しております。また、販売電力料は常時バックアップの販売数量増加等により202億円増加しております。

(億kWh、億円、円/kWh)

		前回 (H25-27平均)			今回 (H27)			差引 (今回-前回)		
		電力量	金額	単価	電力量	金額	単価	電力量	金額	単価
購入 電力料	地帯間購入	8	191	23.77	7	161	23.10	▲1	▲29	▲0.67
	他社購入	300	3,030	10.10	435	5,213	11.97	135	2,183	1.87
	合計	308	3,220	10.46	442	5,374	12.15	134	2,154	1.69
販売 電力料	地帯間販売	α	6	15.11	α	7	17.21	α	1	2.10
	他社販売	10	120	11.51	23	321	13.83	13	202	2.32
	合計	11	126	11.65	24	328	13.88	13	202	2.23
購入・販売電力料計差引		297	3,095	10.41	419	5,046	12.05	121	1,951	1.64

※購入電力料は電源費、販売電力料は電源料のみを計上しています(送電費・送電料は含んでいません)。

※電力量には、RPS法に基づく新エネルギー等電気相当量(RPSクレジット)取引に関わる電力量は含んでいません。

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

2. 購入電力料の算定概要

- 原子力再稼動遅延に伴い、卸電力取引所や自家発等からの購入が大幅に増加しております。
- 卸電力取引所取引については、これまでの査定方針を踏まえたマッチングシミュレーションに基づき算定しております。
- 新エネルギーについては、至近状況を踏まえ電力量を想定すると共に、回避可能単価の見直しを反映しております。

(億kWh、億円、円/kWh)

		前回 (H25-27平均)			今回 (H27)			差引 (今回-前回)			主な増減理由
		電力量	金額	単価	電力量	金額	単価	電力量	金額	単価	
地帯間購入電力料 (他の電力会社からの購入)		8	191	23.77	7	161	23.10	▲1	▲29	▲0.67	一部契約の受電減少
(電力会社以外からの購入) 他社購入電力料	卸電気事業者 (電源開発・日本原電)	125	1,276	10.17	127	1,284	10.12	1	8	▲0.05	
	卸供給事業者	124	1,167	9.45	117	1,110	9.49	▲6	▲57	0.04	一部契約がH25年度で契約満了となること等
	卸電力取引所等 (取引所・自家発・他社短期調達等)	33	432	13.17	152	2,402	15.86	119	1,971	2.69	再稼動遅延による取引所・短期調達の増加等
	新エネルギー	18	154	8.48	40	416	10.42	22	262	1.94	太陽光の普及拡大、回避可能単価の上昇等
	合計	300	3,030	10.10	435	5,213	11.97	135	2,183	1.87	
購入電力料計		308	3,220	10.46	442	5,374	12.15	134	2,154	1.69	

※購入電力料は電源費のみを計上しています(送電費は含んでいません)。

※電力量には、RPS法に基づく新エネルギー等電気相当量(RPSクレジット)取引に関わる電力量は含んでいません。

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

○卸電気事業者

- ・電力会社へ電気を卸売りする事業者で、供給能力が200万kWを超えるもの。
- ・現在、電源開発(株)と日本原子力発電(株)の2社のみで、当社は両社から購入しております。

○卸供給事業者

- ・「卸供給※1」を行う事業者で、当社の場合、公営電気事業者、共同火力、I P P※2が該当します。

※1 「卸供給」

電力会社との間で、一定規模以上(5年以上10万kW超もしくは10年以上1,000kW超)の供給を約しているもの。卸供給を行う場合、電気事業法22条に基づき、料金等を経産大臣に届出（原価主義もしくは入札）が必要です。

※2 I P P（Independent Power Producer：独立系発電事業者）

平成7年の電気事業法改正により、発電部門への新規参入の拡大という視点から、火力電源の入札制度を創設（入札を実施した場合、卸供給料金規制の対象外）。主に石油などのエネルギー関連企業や鉄鋼などの素材関連企業等が、事業展開中。

		受給電力	概 要
卸電気事業者	電源開発（株）	337.5万kW	一般水力および橘湾火力発電所（石炭）等の電力を購入
	日本原子力発電（株）	144.8万kW	敦賀原子力発電所1、2号機の電力を購入
	計	482.3万kW	
卸供給事業者	公営電気事業者	1.1万kW	京都府営大野水力発電所の電力を購入
	和歌山共同火力（株）	29.0万kW	新日鐵住金（株）との共同出資会社で当社が50%購入
	I P P等※3	174.2万kW	神鋼神戸発電（株）、JX日鉱日石エネルギー（株）等から電力を購入
	計	204.3万kW	
計		686.6万kW	

※3 I P P等には、I P Pの延長契約分を含んでいます。

○ 卸電力取引所等

- ・自家発：卸供給事業者、I P Pを除く自家発電設備からの電力購入の内、水力・火力（化石燃料を燃焼させるものなど）からの購入分。
- ・他社短期調達：再稼動遅延に伴う供給力確保のための他電力や新電力等からの新たな短期購入分

○ 新エネルギー

- ・「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（F I T法）に基づく新エネルギー発電設備からの電力購入および新エネルギー等電気相当量（R P S※）の購入分。

※ R P S (Renewable Portfolio Standardの略称)

- ・具体的には、太陽光、風力、バイオマス等の発電設備からの電力購入分。

		契約件数	概 要
自家発	水力	13 件	一般水力・小水力から電力を購入
	火力	8 件	鉄鋼メーカー・石油会社等から電力を購入
新エネ	太陽光	29万件	一般のご家庭や工場・事務所等に設置された太陽光から電力を購入
	風力	29件	ウインドファーム等から電力を購入
	バイオマス等	25件	自治体の廃棄物発電やバイオマス発電事業者から電力を購入
	R P S	3件	バイオマス発電事業者から発生した新エネルギー等電気相当量を購入

【卸電力取引所の活用に向けた当社の取組み】

卸電力取引所の活用については、経済効果を追求し原価低減に資するため、購入・販売の両面において積極的に入札を行っていきます。

電力システム改革専門委員会で表明した自主的取組の内容（H24.11.7）

＜当面の取組み（需給ひっ迫の改善に向けて）＞

- ◆ スポット・時間前市場において、最大限の買い入札を行うとともに、需給状況及び燃料調達状況をふまえ、可能な限り、売り入札も行う。また、市場全体の取引量の拡大状況や、ブロック商品の導入をふまえ、入札量をさらに増やしていく。
- ◆ 先渡市場においても買い入札を積極的に行い、相対取引（電力間短期融通等）による調達を補完する。

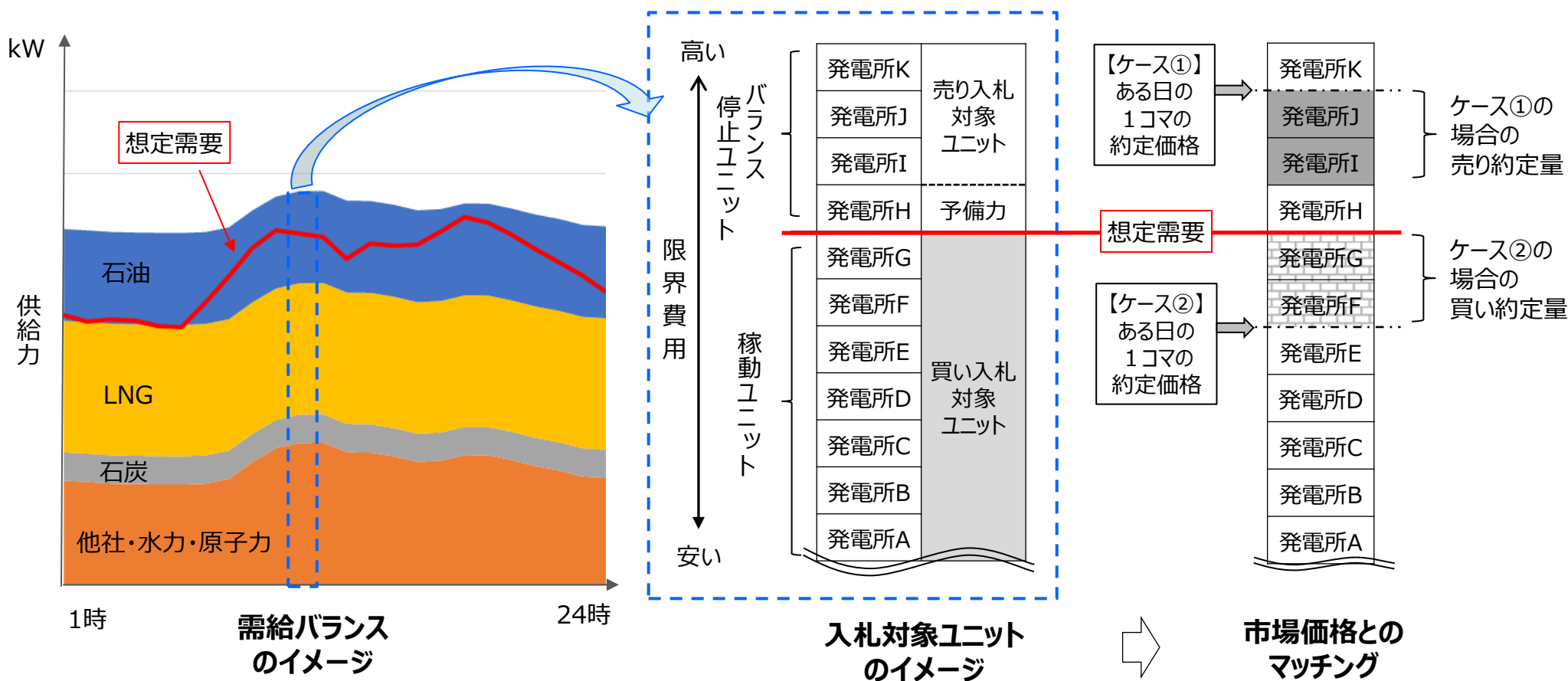
【料金原価への織り込み】

原価算定期間においては、厳しい需給状況を想定しているため、買い取引が主体となりますが、売り取引についても可能な限り行っていきます。

料金原価への織り込みについては、これまでの査定方針に基づいて算定しております。

具体的には、電気の安定供給に必要な予備力を確保した上で、各月毎の代表日のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成し、稼動及びバランス停止の発電所ユニット毎の限界費用を、売りと買いそれぞれについて算定した上で、過去実績の約定価格（365日×48コマ）とコマ毎にマッチングさせた場合の売り・買い入札に係る約定量、約定額を想定し、原価に織り込んでおります。

- 平成27年度における各月毎の代表日（平日および休日）において、発電所ユニット毎の限界費用に基づいて稼働およびバランス停止ユニットを決定した上で、入札対象ユニットを選定しております。
- 市場価格については、平成25年度下期および26年度上期における卸電力取引所取引の約定価格実績を使用しております。
- 両者をマッチングさせ、売りおよび買いの約定量、約定額を算定しております。
- マッチングにあたっては、実運用に即した方法とするための約定価格補正等を考慮しております。



- 太陽光発電については、固定価格買取制度の導入に伴い、至近年で大幅に増加しており、その増加傾向を反映した結果、前回から大幅に増加しております。一方、風力発電については、地元との調整が整わず計画を中止した事業者があったため、前回から減少しております。また廃棄物発電については、入札による新電力への供給切替により、前回から減少しております。
- この結果、購入電力量全体では、前回認可時から22億kWh程度、増加しております。
- 単価については、買取制度運用WGにおける回避可能単価の見直し、および今回の値上げによる上昇を踏まえております。

(単位：億kWh)

[購入電力量]

	前回 (H25-27平均)	今回 (H27)	差引 (今回-前回)
太陽光	8	33	+25
風 力	3	2	▲ 1
廃棄物発電	5	1	▲ 4
バイオマス	2	3	+1
合計	18	40	+22

注) 四捨五入の関係で合計、差引が一致しない箇所があります。

[回避可能単価]

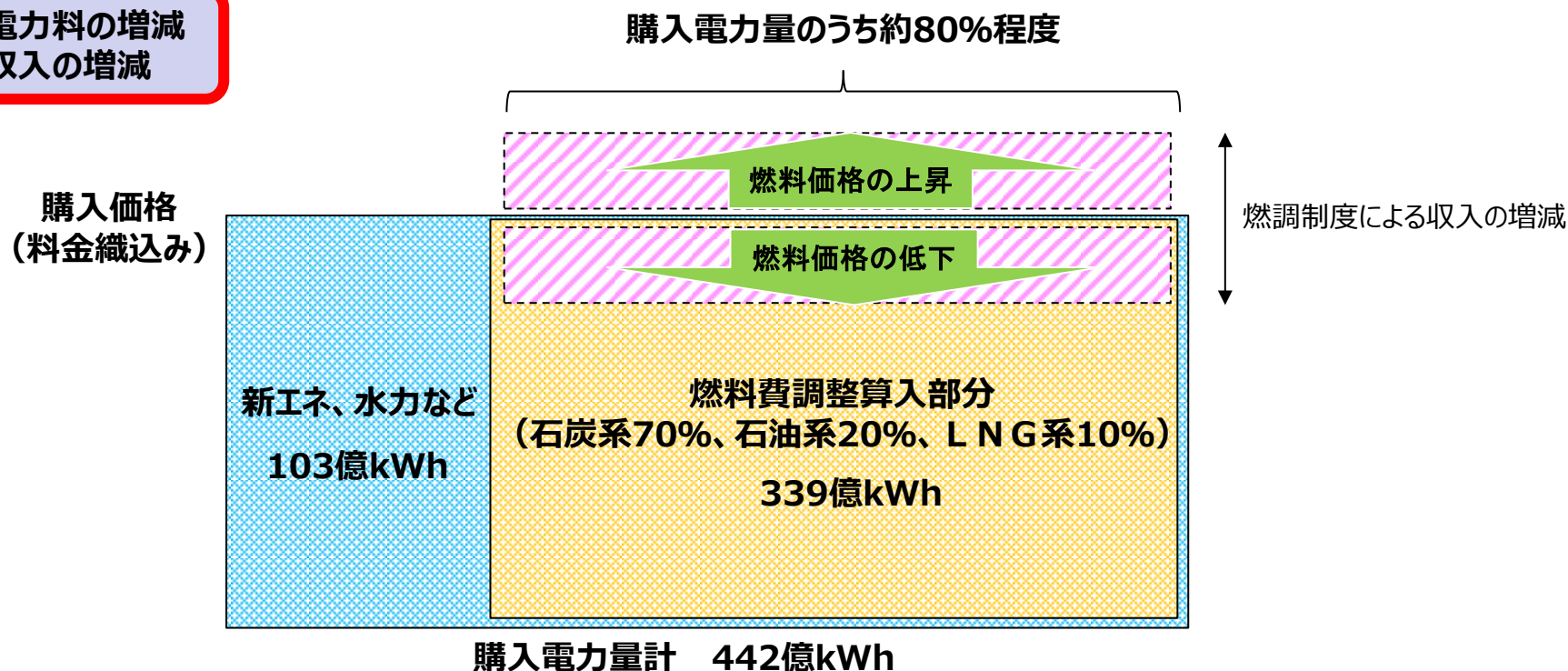
	現行単価	申請	差引
旧認定分	7.48円/kWh	9.58円/kWh	+2.10円/kWh
新規認定分	10.48円/kWh	11.74円/kWh	+1.26円/kWh

旧認定分 : H26.3.31以前に認定を受けた設備、全電源可変費単価を適用

新規認定分 : H26.4.1以降に認定を受けた設備、供給力として計上されない部分は火力平均可変費単価、計上される部分は全電源平均可変費単価と全電源平均固定費単価を適用

- 購入電力料の中には、燃料価格の変動に伴い、電力量料金単価が変動する契約が多数あるため、そういった契約については、自社の火力燃料費と合わせて、燃料費調整制度（燃調）に組み込んでおります。
- 燃料価格が下落し、当社の火力燃料費や購入電力料の電力量料金単価が下落する場合、その減少部分については、毎月の燃料費調整を通じて、自動的にお客さまにお返しすることとなります。

購入電力料の増減
= 収入の増減



3. 販売電力料の算定概要

- 常時バックアップの電力量は、これまでの査定方針を踏まえ、量の拡大を織り込むべく、至近実績に基づいており、単価については、今回の値上げを反映しております。
- 卸電力取引所取引については、これまでの査定方針を踏まえたマッチングシミュレーションに基づき算定しております。

(億kWh、億円、円/kWh)

		前回 (H25-27平均)			今回 (H27)			差引 (今回-前回)			主な増減理由
		電力量	料金	単価	電力量	料金	単価	電力量	料金	単価	
地帯間販売電力料 (他の電力会社への販売)		α	6	15.11	α	7	17.21	α	1	2.10	
(電力会社以外への販売) 他社販売電力料	常時バックアップ	10	111	11.25	22	302	13.55	12	191	2.30	販売量の拡大および、単価上昇の反映
	その他 (取引所取引等)	α	8	16.65	1	19	20.50	α	11	3.85	
	合計	10	120	11.51	23	321	13.83	13	202	2.32	
販売電力料計		11	126	11.65	24	328	13.88	13	202	2.23	

※販売電力料は電源料のみを計上しています(送電料は含んでいません)。

※「その他」には取引所取引のほか、共同火力への販売を含んでいます。

※常時バックアップについて、前回改定より電力システム改革専門委員会における料金見直しの方向性を踏まえた、基本料金の引き上げ、従量料金の引き下げを反映しております。

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

- 購入電力料の効率化額については、他社電源・自家発等の固定費削減や、卸電力取引所における取引量の増加による安価な電力購入のさらなる拡大により、火力燃料費や購入電力料の低減を図った結果、平成25、26年度ともに効率化計画を上回り、査定額も吸収する見通しです。
- 今回の料金原価には、他社電源・自家発等の固定費削減や、卸電力取引所の更なる活用を織り込むことで、86億円の効率化深掘りを織り込んでおります。

【H25・26年度の効率化額】 (単位：億円)

費用項目	平成25年度					平成26年度				
	効率化実績 (A)	効率化計画 (B)	査定額 (C)	(A)-(B)	(A)-(B)-(C)	効率化見通し (A)	効率化計画 (B)	査定額 (C)	(A)-(B)	(A)-(B)-(C)
購入電力料の効率化額	248	102	47	146	99	357	112	42	245	204

【料金原価に織り込んだ効率化額】 (単位：億円)

項目	今回の効率化見通し (A)	現行料金の効率化計画 (B)	査定額 (C)	効率化深掘額 (A)-(B)-(C)
他社電源、自家発等の固定費用削減	256	104	53	86
卸電力取引所から安価な電力購入を行うことによる燃料費削減		12	α	

火力電源については、高経年化への対応、および燃料費の削減による経済性向上の観点から、中長期的な最新鋭の火力発電所の開発・導入に向けて取り組んでおり、資源エネルギー庁が策定した「新しい火力電源入札の運用に係る指針」※に基づき、火力電源を入札により募集いたしました。

※平成24年9月18日制定。一般電気事業者が行う電源調達に入札による競争原理を導入し、I P P事業者をはじめとする新規参入者による卸供給を拡大することによって、電力の安定供給と電気料金の一層の適正な原価の形成を促すことを目的に、一般電気事業者が入札により火力電源を調達しようとする場合の基本的な事項を定めたもの。

<募集内容>

- ①募集規模 150万kW
- ②受給開始時期 平成33年4月から平成35年7月までの各月月初
- ③運転条件 基準利用率が70%
- ④受給期間 原則15年（10～30年の範囲で応札者にて選択することが可能）

<応募状況>

- ①入札受付件数 1件（122.1万kW）
- ②内訳【業種別】 製造業（鉄鋼）
【燃料種別】 石炭

中立的機関

入札の透明性・公平性確保のため
入札プロセスに適宜関与

電気料金審査専門小委員会の下
に「火力電源入札ワーキンググルー
プ」を設置

一般電気事業者

自社電源開発計画

審査

入札実施
(自社以外からも広く募集)

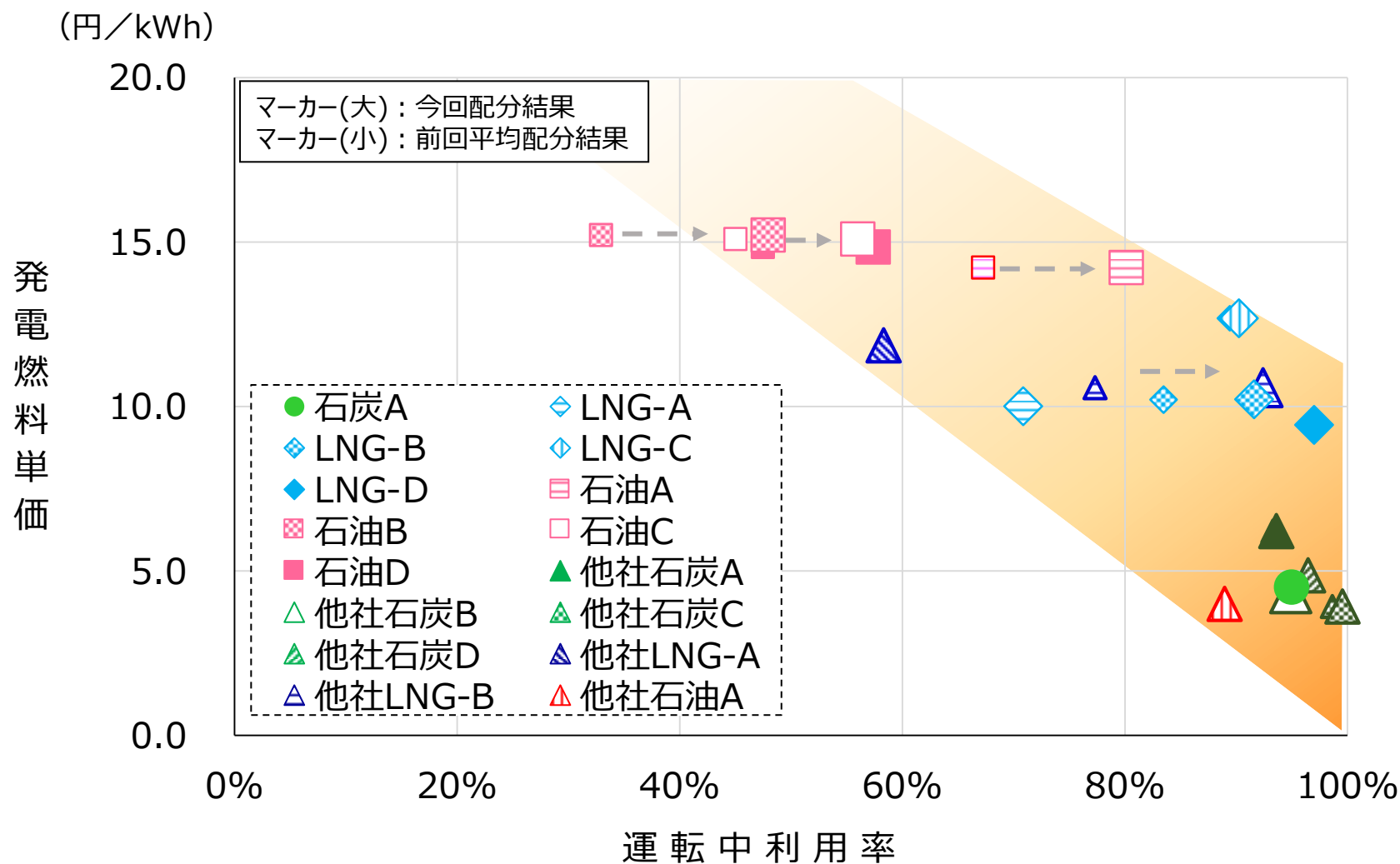
応札

発電事業者



新設・既設火力発電所

○発電燃料単価の安い火力機を最大限活用するメリットオーダーの考え方に基づき、供給電力量を配分した結果、前回と同様に燃料単価の安い石炭およびLNGは可能な限り高稼動となっており、さらに石油火力の稼動が大きく上昇しております。



注) 小さいマーカーが見えないのは前回同様高稼動となっているためです